

2021年度 第4種委員会規約

21.04.03
厚木市サッカー協会 第4種委員会

【1】総則

1. 本会は、厚木市サッカー協会第4種委員会と称し、厚木市サッカー協会規約第11条に基づく委員会として組織される。

【2】目的及び事業

1. 本会は、小学生年代を中心として、サッカー競技の普及及び振興を図り、その健全な育成に寄与すると共に、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。
2. 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) サッカー競技の普及及び振興を図る事業
 - (2) サッカー競技の研究および指導に関する事業
 - (3) その他、目的を達成するために必要な事業

【3】会員および組織

1. 本会は、本会の目的に賛同して入会したサッカー競技団体（以下、チームと称す）を会員とする。

【4】加盟

1. 本会への加盟資格要件は次の通りとする。
 - ①厚木市サッカー協会の事業、公益財団法人厚木市スポーツ協会の事業及び厚木市の事業に積極的に参加と協力ができること。
 - ②厚木市サッカー協会が主催または主管する大会の運営及び協力ができると共に、大会の実施に必要な審判員を有すること。
 - ③ラインカー、100mメジャーは、各2式、コーナー旗1式、副審旗1式等の什器を有すること。
 - ④【6】に規定する第4種委員会に対して別途定める加盟申請書を提出し、これに承認されること。
 - ⑤加盟申請書には、必要書類及び現在加盟しているチームの3分の2以上からの加盟を推薦する推薦状が添付されていること。
 - ⑥新規加盟後、最大2年間は準加盟扱いとする。準加盟の期間において、現在加盟しているチームにて【4】①②に関して協力が行われることを確認する。
 - ⑦準加盟期間は、当該チームの協力状況に応じて第4種委員会で協議の上、1年に短縮することができる。
 - ⑧一定の準加盟期間を経た後、第4種委員会で協議の上、第4種委員会にて加盟を承認することとする。
 - ⑨準加盟期間期間を経過しても第4種委員会にて加盟を承認がされず、継続して加盟を希望する場合は、別途、第4種委員会にて協議し今後の対応を検討する。
 - ⑩以下の3点を満たしていること。ア) チームの所在地が厚木市または愛川町にあること、イ) 主な活動場所が厚木市または愛川町であること、ウ) 所属する選手の8割以上が厚木市または愛川町に在住していること。3点を満たせない場合は、第4種委員会で別途協議の上、判断する。
2. 前記1. に定める加盟資格要件を満たすチームの加盟は、第4種委員会の承認を得た後、厚木市サッカー協会総会で認める。
3. 再加盟における加盟資格要件は、以下とする。
 - ①チーム事情により第4種委員会を脱会したチームは、退会の翌年から3年間は再加盟をすることができない。
 - ②【23】に規定する第4種委員会が本会に不相当としたチームが再加盟とする場合は、退会からの翌年から5年間は再加盟をすることができない。
 - ③一定期間の後、再加盟する場合は、新規加盟チームと同様の手順で再加盟することができる。

【5】役員

1. 本会は、委員長1名、副委員長若干名及び各種運営担当を置く。
2. 委員長は会務を統括し、本会を代表する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
4. 各種運営担当は各種事業を計画し、提案する。

【6】会議

1. 本会の会議は、第4種委員会とする。
2. 前記第4種委員会は、本会に加盟する各チームから原則2名選出した第4種委員で構成する。
3. 2に該当せず、委員長が推薦し本人が同意した場合限り、第4種委員として活動することを認める。但し期間については委員長と協議して決定する。
4. 第4種委員会は、厚木市サッカー協会総会で議決した事項の執行に関する事項及び運営等を協議し、決定する。協議が間に合わない場合または協議が整わない場合等は委員長が決定することができる。
5. 第4種委員会に欠席した第4種委員は委員長に議決権を委任したものとみなす。

【7】大会

1. 本会は、厚木市サッカー協会が主催する第4種年代の大会及び公益財団法人厚木市スポーツ協会から委託された第4種年代の大会を主管する。
2. 本会が主管する大会は次の通りとし、必要に応じ、厚木市教育委員会及び公益財団法人厚木市スポーツ協会の後援を得る。
 - ①厚木市サッカー協会主催厚木市第4種サッカー大会（以下、市内大会と称す）
 - ②厚木市サッカー協会主催厚木市招待第4種サッカー大会（以下、招待大会と称す）
 - ③厚木市サッカー協会主催厚木市第4種サッカー交流大会（以下、交流大会と称す）
 - ④厚木市サッカー協会主催厚木市第4種インドアミニサッカー大会（以下、インドアミニサッカー大会と称す）
 - ⑤公益財団法人厚木市スポーツ協会主催厚木市小学生サッカー大会（以下、委託大会と称す）
 - ⑥厚木市サッカー協会主催厚木市第4種サッカーリーグ大会（以下、厚木リーグ大会と称す）
3. 市内大会、交流大会、インドアミニサッカー大会、委託大会、厚木リーグ大会は本会加盟チームのみ参加して開催し、招待大会は本会加盟チーム以外のチームを加えて開催する。
4. 厚木市サッカー協会主催の大会は各企業等の協賛を得て開催することができる。なお、今年度の協賛は次の通り予定する。
 - ①市内大会の5年生大会は日産自動車テクニカルセンターの協賛
 - ②市内大会の3年生大会はマクドナルド加盟店の協賛
 - ③市内大会の2年生大会は神奈川県土地家屋調査士会県央支部の協賛
 - ④市内大会の1年生大会はNPOエル・エンジェル国際ボランティア協会の協賛
 - ⑤招待大会の6年生大会はアンリツ(株)の協賛
 - ⑥招待大会の5年生選抜大会は社会医療法人三思会の協賛
 - ⑦招待大会の4年生大会は日立Astemo(株)の協賛
5. 委託大会は、公益財団法人厚木市スポーツ協会から委託を受け、公益財団法人厚木市スポーツ協会が主催する大会であって、この大会は原則として各学年（1～6年生）の県央大会予選を兼ねる大会を充てる。
6. 交流大会及びインドアミニサッカー大会は、本会加盟チームから参加希望チームを募って開催する。

【8】加盟・登録料等

1. 加盟・登録料等は次の通りとし、準加盟においても同様の金額とする。
 - ①新規加盟料 5,000 円
 - ②年間登録料 40,000 円
 - ③大会参加料 市内大会： 1 チーム 2,000 円
招待大会： 別途定める
委託大会： 1 チーム 2,000 円
交流大会： 1 チーム 2,000 円
インドアミニサッカー大会： 1 チーム 1,000 円
厚木リーグ大会： 1 チーム 5,000 円(年間(半期の途中参加も同額))
2. 大会参加料はエントリーした時点で発生するものとし、大会に参加しなかった場合も返還しない。
3. 広報誌「ハーフタイム」の購読料は別途定める。

【9】運営費等

1. 市内大会について次の通りとする。なお、招待大会、委託大会、交流大会、インドアミニサッカー大会、厚木リーグ大会については別途定める。
 - (1) 審判料は、原則として支払わない。
 - (2) 会場運営費としての支払いを次の通りとする。
 - ①石灰を使用する会場で開催する大会の運営担当チームに、石灰代として、1 日当りの試合数(フレンドリー戦を含まない公式試合数)に 1,000 円を乗じた額を支払う。但し、1 会場 1 面あたりの上限額を 5,000 円とする。
 - ②石灰を使用しない会場で開催する大会の運営担当チームには、原則として支払わない。

【10】表彰規定

1. 市内大会については、参加チーム数に応じて次の通り表彰する。
 - ①参加チーム数が 3 以下の場合、表彰しない。
 - ②参加チーム数が 4～6 の場合、1 位のみ表彰する。
 - ③参加チーム数が 7～9 の場合、1 位及び 2 位を表彰する。
 - ④参加チーム数が 10 以上の場合 1 位、2 位及び 3 位を表彰する。なお、参加全チームに参加賞を授与する場合は、1 チーム当り 18 個を原則とする。
2. 委託大会については、参加チーム数にかかわらず、1 位から 4 位まで表彰される。
3. 招待大会、交流大会、インドアミニサッカー大会については、市内大会に準じて大会ごとに別途定める。
4. 年間個人表彰(優秀選手)として、各学年の県央大会の予選を兼ねる大会の結果により授与人数を決定して、1 位チームは 3 名、2 位及び 3 位チームはそれぞれ 2 名、4 位以下チームは 1 名を選出し、表彰する。
5. 功労者表彰として、第 4 種委員として 10 年以上活動した者を表彰する。

【11】大会要項

1. 大会要項の適用順序は、この大会要項規定及びこれにしたがって作成される各大会の要項、上部大会の大会要項、日本サッカー協会の競技規則の順で適用する。
2. 大会要項の原則は次の通りとする。
 - 参加資格 学年別に行う大会において、その学年以下の児童(女子、未就学児を含む)で構成されたチームであって、引率指導者がいるチームは参加を認める。
各種大会の予選を兼ねる大会を除いて、1 チーム内の選手が少ない場合に、複数チームの選手が混合した合同チームの参加を認める。ただし、事前に第 4 種委員会の承認を得た場合に限り。また上部大会に繋がる大会においては、複数チームの出場は認めない。
 - 競技者数 市内大会、交流大会、厚木リーグ大会は 8 人制で行うことを原則とする。ただし、上部大会の予選を兼ねる大会はその上部大会に準ずることができる。招待大会は、11 人制または 8 人制で行うことを原則とする。

11人制で行う大会の試合成立は7人以上とする。また、8人制で行う大会の試合成立は8人以上とする。試合開始時に試合人数が揃っていない場合は、不戦敗とする。

インドアミニサッカー大会は、全学年5人制とする。

- 登録・交代 大会の登録人数は制限せず、自由な交代かつ再入場を可とする。また、メンバー表、選手証、交代用紙は使用しない。
- 競技時間 上部大会に繋がる試合は、上部大会の試合時の長い時間に合わせる。
11人制の4年生以上は40分(前・後半20分)、3年生以下は30分(前・後半15分)、を原則とし、ハーフタイムのインターバルは5分を原則とする。
インドアミニサッカー大会は全学年20分(前・後半10分)を原則とし、ハーフタイムのインターバルは3分を原則とする。
8人制は30分(前・後半15分)を原則とし、ハーフタイムのインターバルは5分を原則とする。
ただし、何れの場合も試合数、日程により試合時間を変更する場合がある。
- 試合球 11人(8人制)の場合は4号縫ボール、インドアミニサッカー大会は4号または3号フットサルボールとし、各チームの持寄りとする。
- ユニフォーム 2色用意し、審判員または対戦チームの指導者の協議により決定する。
アンダーシャツの色は、ユニフォームの袖の主たる色と同じであるか、主たる色と異なる場合には、フィールドプレーヤー全員のアンダーシャツの色が同色であること。
スパッツ・タイツを着用する場合は、パンツの主たる色、または、パンツの裾の部分と同じ色であること。主たる色、または、パンツの裾の部分と色が異なる場合には、チームで統一されていること。
- ベンチ 組合せ表の左側に記載されたチームがグラウンドに向かって左側を使用し、右側に記載されたチームが右側を使用するのを原則とする。
大会に応じテクニカルエリアを設け、選手への戦術的指示はテクニカルエリアにいる指導者1名のみとする。
- フィールド 以下の大きさを参考に、状況に応じて運営担当チームが決定する。
 - 11人制の3年生以上 ゴールライン50m、タッチライン80m、ゴールエリア4m、ペナルティエリア12m、センターサークル・フリーキック7m、PK 5M ゴールは8m
 - 11人制の2年生以下 ゴールライン50m、タッチライン68m、ゴールエリア3m、ペナルティエリア9m、センターサークル・フリーキック離れ6m、PK 5M ゴールは8m
 - 8人制の3年生以上 ゴールライン50m タッチライン68m ゴールエリア4m、ペナルティエリア12m、センターサークル・フリーキック離れ7m、PK 5M ゴール8m
 - 8人制の2年生以下 ゴールライン40m タッチライン60m ゴールエリア3m、ペナルティエリア9m、センターサークル・フリーキック離れ6m、PK 5M ゴール8m
 - インドアミニサッカー大会 ゴールライン22m タッチライン42m ゴールエリア6m、フリーキック離れ5m、PK 3M ゴール6m
- 順位決定 リーグ戦では、勝点(勝3、引分け1、負0)、得失点差、総得点、対戦、抽選の順で決定する。トーナメント戦では、同点の場合に決勝戦を含めてPK方式(11人制は5人、8人制は3人、インドアミニサッカー大会は3人)で決定する。
なお、不戦負のスコアは0-5とする。
- 試合調整 学校行事などで参加できない場合は、事前に第4種委員会で協議し、大会運営に支障がないことを条件に、当該チームの責任で、運営部と調整した上でその試合に限って大会日程と異なる日程での試合を認める。この場合の会場準備、設営、審判、記録、結果報告などは当該チームの責任で行うこととする。
- 審判 ①大会の審判員は日本サッカー協会の審判員資格を有する者とする。但し、過去に前記審判員資格を取得していた者は現在無資格でも認める。この場合は厚木市サッカー協会審判委員会が行う審判講習会に参加していることとする。
②審判員は審判用具を持参し、審判服(シャツ、パンツ、ストッキング)及びワッペンを着すること。
③審判は、11人制及び8人制で行う大会は3名(主審1名、副審2名)、インドアミニサッカー大会は1名で行う。

- ④審判割当ては大会要項によるものとする。定めのない場合、第1試合は第2試合の左2名、右1名で行い、第2試合以降は前試合の勝ち2名、負け1名で行うことを原則とする。但し、状況により対戦チーム同士相互審判を行うことを認めることとし、この場合には、主審・副審の別はその都度審判員相互に協議して決定する。
- ⑤審判員(主審)は、警告、退場があった場合には、時間、チーム名、背番号、氏名、理由、具体的な反則の内容を記載した審判報告書(様式不問)を第4種委員会に提出すること。また、指導者に退席処分があった場合も同様とする。
- ⑥ローカルルールとして主審は、得点時に笛を吹く。
- ⑦大会に応じて4審または予備審を配置する。

○夏季の大会について

- ①夏季に実施する大会においては、クーリングブレイクを適用する。
但し、当日の天候に応じて会場本部・審判の判断に応じてクーリングブレイクを適用するか判断する。
- ②試合会場にWBGT計を設置し、熱中症対策を講じる(別紙「JFA熱中症対策ガイドライン」を参照。)WBGT 31℃以上の場合、後述の「天候判断」を元に対応する。
なおベンチに設置するテントは各チームにて準備すること。

○出場停止

- ①1つの大会で累積2回の警告を受けた者はその大会での次の試合に出場できない。
- ②1つの大会で退場を受けた者はその大会での次の試合に出場できない。
- ③警告、退場による出場停止は、その選手の所属チームの指導者が善意をもって対応すること。
- ④指導者及び保護者等の関係者の行為により、試合及び大会の続行が困難な状況が生じた場合には、運営担当チームが審判員及び第4種委員の協力を得てその行為者に行為の中止を求め、中止されない場合には、その行為者の退席、試合の没収、その後の試合の中止を決定する。この場合、運営担当チームはその詳細を文書で第4種委員会に報告する。第4種委員会は前記報告に基づき、その行為者及び行為者が関係するチームの第4種委員会での活動停止或いは第4種委員会からの除名を決定することができる。

○天候判断

- ①雨天時などの大会の実施・中止は運営担当チームが(要すれば委員長と協議して)判断し、決定する。判断は当日6:30を原則とする。
- ②運営担当チームは、大会の途中で、雨天、落雷の危険、高温、日没などの理由により試合続行ができないと判断した場合は、審判員と協議の上、委員長の判断を仰ぎ、当日の試合の続行を中止することができる。この場合、以後の処置は第4種委員会で決定する。

○インドアミニサッカー大会規則 別途【24】に定める。

○8人制

- 競技規則は11人制と略同じ。主な規則は次の通り。
- ①オフサイドは適用される。
- ②キックオフからは、直接得点することができない。
- ③退場の場合は交代要員から競技者の補充ができる。

○組合せ

- ①市内大会、招待大会及び委託大会の組合せにおいて、シードチームを決定する場合は当該学年の直前の市内大会または委託大会の結果を参酌することを原則とする。
この場合に8人制で行う大会は11人制で行う大会に準じて扱う。
- ②交流大会及びインドアミニサッカー大会の組合せはオープン抽選を原則とする。
- ③組合せの決定方法は第4種少年委員会での公開抽選または運営部での抽選とする。

○その他

- ①各チームの引率指導者等は会場の注意事項を大会本部に確認すること。
- ②大会のスムーズな運営のため、選手はキックオフ5分前に所定位置に集合し、審判員は選手のチェック及び審判打合せを実施すること。

3. 大会の運営等については次の通りとする。

- (1)大会参加チームが協力して設営、運営、審判、後片付け等を行い、大会を運営するものとし、各大会で運営担当チームを決め、そのチームが大会の運営を主導する。大会で会場が2以上の会場に分かれる場合は、その会場のチームが運営担当チームの依頼を受けて運営する。

- (2) 大会の運営担当チームは、当日の大会本部を開設し、以下の事項を行う。
- ①大会要項を作成しまたは大会要項に従い、設営、運営、審判、後片付け等、大会運営に必要な事項全般を決定して、各チームに指示する。
 - ②大会会場の開錠、施錠、駐車場の整理、管理者との調整等を、各チームの協力を得て行う。
 - ③雨天時などの大会の実施・中止を（要すれば委員長と協議して）決定し、中止の場合は各チームにその旨連絡する（【1 1】大会要項 2. ○天候判断 参照）。
 - ④大会開始後、天候の変化、事故などが生じた場合に、その大会の継続可否を決定する。
 - ⑤大会記録を作成すると共に大会費用を精算し、速やかに運営部に報告する。
- (3) 大会会場の設営（会場準備）は、第1試合と第2試合の合計4チーム（設営協力チーム）からそれぞれ2名以上参加して行う。
- (4) 設営開始時刻は各大会の要項に定めるが、原則として次の通りとする。
- ①屋外会場でフィールドを描く場合は第1試合開始の1時間30分前。
 - ②屋外会場で予めフィールドが描かれたエリアを使用する場合（荻野運動公園競技場及び及川球技場）は1時間前。
 - ③屋内会場（インドアミニサッカー大会＝猿ヶ島体育館および南毛利体育館）の場合は30分前。
- (5) 設営等のために準備する用具の分担は、次の通りとする。
- ①運営担当チーム：大会本部開設のために必要な什器類、ゴール転等防止用具、屋外会場の場合は石灰、コーナー旗、副審旗。
なお、試合中に使用する各チームのベンチはそれぞれのチームが準備する。
 - ②設営協力チーム：屋外会場の場合はラインカー1台及び巻尺（100m）1個。屋内会場（インドアミニサッカー大会＝猿ヶ島体育館及び南毛利体育館）の場合は不要とする。
- (6) 後片付けは、最終試合の2チームからそれぞれ4名以上参加して行うことを原則とするが、可能な限り参加全チームは協力するものとする。
- (7) 招待大会は別途決定する分担にしたがって全チームが大会を運営する。

3. その他の注意事項を定める。

- ①試合中及び会場内における事故、事件は各チームが責任をもって対処すること。
- ②各チーム内で生じたゴミ等は、各チームで持ち帰ることとし、各会場に設置されたゴミ箱の使用は禁止する。
- ③各会場の駐車台数は、1チーム5台以内（旭町スポーツ広場は別記）とし、駐車車両には、運転者氏名、チーム名等を記入した駐車票を掲示すること。

【1 2】大会の申し合わせ事項（さわやかサッカー目指して）

- ①フェアでさわやかな態度に努め、挨拶はもとより、運営に積極的に協力する。
- ②大会関係者、審判員等には敬意と感謝の気持ちを持って接する。
- ③ベンチでは、指導者として適した服装、態度、言葉に留意し、喫煙は禁止する。
- ④保護者等の観戦者の応援は、ベンチから離れた場所で、選手、相手チームにも配慮して行う。
- ⑤施設の使用は注意事項（立入り禁止区域、使用禁止等）を守り、清掃に協力する。
- ⑥各チームの責任者・指導者は、チーム関係者に少年委員会規約を徹底する。

【1 3】体育館（猿ヶ島体育館、南毛利体育館）使用上の注意

- ①敷地内への入場（駐車場を含む）は午前8時30分以降とし、これ以前に付近の路上等に駐・停車することも禁止する。
- ②猿ヶ島体育館脇の駐車場の使用は本部チームのみとし、その他のチームはテニスコート脇の駐車場を利用すること。
- ③体育館の下駄箱の利用及び体育館への大会出場選手以外の児童の入場を禁止する。
- ④体育館内では、シューズは体育館用内履きを使用し、ボールはフットサルボールを使用する。
- ⑤試合以外でボールを蹴って、故意に壁など当てることを禁止する。
- ⑥保護者等の観戦者は上履き持参とし、応援は観客席で行うこと。
- ⑦猿ヶ島体育館多目的室では、ボールの使用を禁止する。

【14】 荻野運動公園競技場の使用上の注意

1. 利用上の注意を次の通り規定する。

- ①荻野運動公園への入場（駐車場を含む）は午前8時30分以降とし、これ以前に付近の路上等に駐・停車することも禁止する。
- ②選手等の1F施設内の設備（トイレを含む）の利用及び中央通路の通行は禁止する。
- ③選手等の入場は、スタンド横の通路（屋根がない部分）を使用する。
- ④競技場内でのボールを使ったウォーミングアップは、トラック外周側の芝生部分を除いて、禁止する（ボールを使用しない場合はスタンド側の緑色部分の利用を認める）。
- ⑤試合前後のフィールド（芝生）の使用は原則禁止とし、大会運営担当チームの指示に従う。
- ⑥多目的広場でのスパイクの使用は禁止する。
- ⑦全ての場所で、試合以外でボールを蹴って、故意に壁など当てることを禁止する。
- ⑧トラック、タータンなどをスパイクで通行することを禁止し、フィールド内への入退場は設置した人工芝シート上を通行する。
- ⑨グラウンド内への入場は、選手、指導者、大会役員のみとし、観戦者の応援はスタンドで行う。
- ⑩グラウンド内、スタンドは禁煙とし、喫煙は指定された場所で行う。
- ⑪グラウンド内での給水は水のみとし、スポーツドリンク等の利用を禁止する。
- ⑫大会役員及び審判員は施設内の更衣室を利用できる。
- ⑬青線のフィールドを使用する場合の副審は、芝生保護のためスパイクの使用を禁止する。

2. 設営上の注意を次の通り規定する。

- ①設営開始前に事務室の職員と打合わせを行うと共に、後片付け終了後職員に連絡し、確認を得ること。
- ②白線または青線のフィールドを使用する。（石灰は使用しない。）
- ③ゴールネット、コーナーフラッグは競技場内の倉庫に保管のものを利用できるが、2組目のコーナーフラッグは運営担当チームまたは設営協力チームが準備する。
- ④コーナーの外側及びゴール設置部分（アンツーカー部分）に人工芝を敷く。
- ⑤フィールド内への入退場用に、トラック上に人工芝を敷く（2枚併設）。この場合、フィールドとトラックの間の内圏縁石部分には発泡スチロール製のカバーを装着するかまたは内圏縁石を外して、人工芝を敷くことができる。
- ⑥テーブル、椅子などの本部用具、放送設備を借用する場合は事務室職員に確認する。

【15】 及川球技場、南毛利スポーツセンターの使用上の注意

1. 敷地内への入場（駐車場を含む）は午前8時30分以降とし、これよりも前に付近の路上等に駐車及び停車することも禁止する。

【16】 旭町スポーツ広場使用上の注意

1. 旭町スポーツ広場の北側（相模川上流側）の駐車場は、隣接するテニスコート等に付属する自治会の管理設備であることを理解し、次のように使用することを規定する。

- ①駐車場につながる導入路と公道との接続部分に設置された可動杭の錠を、厚木市立南公民館から錠を借用して開錠する。
- ②錠の借用は、使用日前日の17時までまたは使用日当日の8時30分以降とする。
- ③借用した錠は、使用日当日の17時まで返却する。（開錠した後は錠がなくても施錠できる。）
- ④駐車場はスポーツ広場側（A領域）を利用し、テニスコート側（B領域）には駐車しないこと。
- ⑤駐車場は水難救助用通路を兼ねているため、緊急車両が河川付近まで通行できるように④のA領域とB領域との間に間隔を開けること。
- ⑥駐車台数は各チーム1台とし、本部チームは2台の追加を認める。（容量は12台程度。）
- ⑦公道から駐車場につながる導入路およびグラウンドにつながる導入路、駐車場に接する川側の遊歩道付近には駐車しないこと。
- ⑧スポーツ広場を利用した後は①の可動杭の錠（南京錠）を施錠すること。ただし、駐車場内にサッカー関係者以外の車両が残っている場合は施錠せず、その旨南公民館に連絡し、錠のみを返却する。

【17】第4種会宛の招待大会への参加

1. 選抜チームを希望されている場合は次の通りとする。
 - (1) 厚木市トレーニングセンターで活動する選手から選抜してチームを結成し、技術部及び審判部の対応で参加することを原則とする。
 - (2) 大会要項に記載された大会参加費は第4種委員会（技術部）で支弁する。
2. 単独チームを希望されている場合は次の通りとする。
 - (1) 参加希望チームを募って決定し、参加する。
 - (2) 参加希望チーム数が募集チーム数を超えた場合は、協議または抽選により決定する。ただし、他の学年も含めてその年度で参加回数が少ないチームの参加が優先される。
 - (3) 参加費用は参加チームの負担とする。

【18】県央少年委員会が主催または主管する大会への参加及び運営協力

1. 県央大会（選抜大会、6年生大会～1年生大会）及び読売ウイナーズカップ大会は、別途定める市内大会の上位チームが参加することとし、大会要項に記載された大会参加費は第4種委員会が支弁する。
2. 県央リーグは希望チームが参加することとし、参加費用は参加チームの負担とする。
3. 県央大会を運営した場合は、県央少年委員会から支払われる運営費用の範囲内で担当チームに運営費が支払われる。

【19】神奈川県サッカー協会が主催する大会への参加

1. チャンピオンシップ及びJFA U-11サッカー大会は、別途定める市内大会の上位チームが参加することとし、大会要項に記載された大会参加費は第4種委員会が支弁する。
2. 全日本U-12サッカー選手権大会及びJFA U-12サッカーリーグ及び神奈川県少年サッカー選手権は希望チームが参加し、参加費用は参加チームの負担とする。

【20】神奈川県トレーニングセンターへの選手派遣

1. 本会の技術部を中心にして対象選手を選抜し、選手の同意を得たうえで派遣する。
2. トレーニングセンターの活動費用は参加選手の負担を原則とする。

【21】研修

1. 本会は、本会の目的を達成するために、次の研修会を開催する。
 - ①厚木市第4種サッカー指導者・保護者研修会 年1回程度 対象者：指導者、審判員、関係者
 - ②厚木市第4種サッカー指導者実技講習会 年10回程度 対象者：指導者
 - ③厚木市第4種委員研修会 年2～3回 対象者：指導者
 - ④厚木市第4種審判研修会 年2～3回 対象者：指導者、審判員
2. 第4種委員、各チームの指導者、審判員及び関係者は、前記研修会のほか、厚木市サッカー協会が開催する各種研修会に積極的に参加し、自己研鑽に努めなければならない。

【22】JFAサッカー行動規範の実践

1. 本会に所属するチームの選手、指導者、審判員及び関係者は、日本サッカー協会の「JFAサッカー行動規範」を自ら積極的に実践しなければならない。

＝ JFAサッカー行動規範＝

- ①最善の努力： どんな状況でも、勝利のため、またひとつのゴールのために、最後まで全力を尽くしてプレーする。
- ②フェアプレー： フェアプレーの精神を理解し、あらゆる面でフェアな行動を心がける。
- ③ルールの遵守： ルールを守り、ルールの精神に従って行動する。
- ④相手の尊重： 対戦チームのプレーヤーや、レフェリーなどにも、友情と尊敬をもって接する。
- ⑤勝敗の受容： 勝利のときに慎みを忘れず、また敗戦も、誇りある態度で受け入れる。
- ⑥仲間の拡大： サッカーの仲間を増やすことに努める。
- ⑦環境の改善： サッカーの環境をより良いものとするために努力する。
- ⑧責任ある行動： 社会の一員として、責任ある態度と行動をとる。
- ⑨健全な経済感覚： あらゆる面で健全な経済感覚のもとに行動する。
- ⑩社会悪との戦い： 薬物の乱用・差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に対し、断固として戦う。
- ⑪感謝と喜び： 常に感謝と喜びの気持ちをもってサッカーに関わる。

【23】懲罰

1. 本会は、本会が主催または主管する行事等を円滑かつ適正に運営するために、ここに規定する規約を遵守しない加盟チーム及びその関係者に対し、第4種委員会での承認を経て本会での活動停止または本会からの除名を決定することができる。
2. また、本会が不適当と認めた加盟チーム及びその関係者も同様とする。

【24】インドアミニサッカー大会について

インドアミニサッカー大会の競技規則及び運営規約は以下とする。

- ① 全学年5人制とする。
- ② 審判は1審制とする。
- ③ ボールはフットサル3号球を基本とするが、双方チームの合意があれば4号球も可とする。
- ④ 試合時間はランニングタイムで、ロスタイムはない。
- ⑤ タイムアウト、累積ファール、タイムキーパーは適用しない。
- ⑥ キックオフはサッカーのルールに準ずる。ただし、直接得点することはできない。
- ⑦ PK、フリーキック、キックインなどは3m離れる。
- ⑧ オフサイドはない。
- ⑨ タッチラインからボールが外に出た場合は相手方キックインとする。
キックインはライン上、もしくはラインからボール1個分離れた地点から再開可。
キックインにおけるラインの踏み越えは反則で相手ボール、直接得点はない。
なお、低学年でもやり直しはしない。
ライン踏み越えはサッカーにおけるスローインと同じ基準とする。
- ⑩ GKへのバックパスはサッカーのルールに準ずる。
- ⑪ GKからのパスの全て（フィールドプレーも含む）は、ハーフウェーラインをバウンドせずに直接越えたら反則。相手方間接フリーキックとする。
再開はハーフウェーライン上どこからでも良い。
- ⑫ キックイン、コーナーキック、ゴールクリアランス、フリーキックは4秒以内に再開しなければならない。（全学年統一）
またGKがボールを手で掴んだ場合も4秒以内にボールを離さなければならない。
審判は相手選手が所定の距離を離れているかどうかを確認し、ボールを置いていなくても再開可能と判断した時からカウントを始めること。
なお、キッカーが交替してもカウントは止めない。

- ⑬ ショルダーチャージは可とする。
- ⑭ スライディングも可とするが、相手に接触する恐れのあるスライディングは全て反則とし、直接フリーキックとする。
(体育館は滑りやすく床も硬いため、重篤なケガを予防するための措置である。)
- ⑮ 交代ゾーンは8人制同様、コート中央に設定。
- ⑯ ハーフタイムのベンチ交替はしない。